

# ●●●松川町 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策●●●

## 小規模事業者応援給付金

### 主 旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げが大幅に減少している事業者の事業継続を応援する独自の施策として、応援給付金を支給します。

### 支給額

一律 20万円 (1事業者につき1回限り)

### 支給対象

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動の継続が困難等の悪影響が及んでいること。
- ②松川町内に主たる事業所もしくは店舗等を有すること
- ③令和2年5月1日時点の常時使用する従業員数が、20人以下の事業者または個人事業主であること。  
※常時使用する従業員には個人事業主本人、同居の親族従業員、およびアルバイト、パートタイム労働者は含まない
- ④令和2年2月～令和3年1月までのいずれかの1月(以下「対象月」)を比較して売上が前年または一昨年の同月比20%以上または20万円以上減少していること。ただし、起業後1年未満の場合もしくは、業態変化により単純比較できない場合は、対象月の売上高と令和元年12月の売上高または、前年または一昨年の月平均の売上高を比較した額が20%以上減少しているまたは20万円減少していること。
- ⑤個人事業主については、主たる収入が事業収入(全収入の50%以上)であること
- ⑥町税に滞納がないこと(新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けている場合は除く)

### 必要書類

※セーフティネット4号5号および危機関連保証の認定を受けている方で1ヶ月の売上が前年同月比20%以上減少している方は①～③のみ

- ①申請書 (様式第1号)
- ②請求書 (様式第3号)
- ③本人確認書類(運転免許証などの顔写真付きのもの)
- ④令和元年の確定申告書類の控えなど事業収入が確認できる書類
- ⑤対象月の事業収入額が確認できる帳簿等

### 申請期間

令和2年5月28日(木)～令和3年3月1日(月)

※8月以降影響見込まれる方への支援(減収要件期間等)については別途お示しする予定です。

### 提出先

松川町商工会員の方 → 松川町商工会  
農業(観光農園等)従事者の方 → 農村観光交流センターみらい内 農業振興係  
上記以外の方 → 産業観光課 商工観光係

### お問い合わせ

松川町役場産業観光課 商工観光係 0265-36-7027

松川町商工会 0265-36-3300